

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年6月3日（金）午前10時～午前10時50分				
②	会	場	大洲市役所、2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5		6	台越正洋	7		8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31		32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	5	西岡輝治	7	菊池啓二	31	上満啓司
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		菊地係長（農地）	
		松田係長（農政）		菊地主査（農地）			
⑦	農林水産課	竹田課長補佐		大田主事			
⑧	会議の内容	議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第36号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第37号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第38号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第39号	非農地証明について				
		議案第40号	下限面積（別段の面積）の変更について				
		議案第41号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第42号	大洲市農業委員会会長専決規程の一部改正について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和4年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、菊池農林水産課長は、別の公務のため、欠席でございます。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、5番 西岡輝治委員、7番 菊池啓二委員、31番 上満啓司委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、25番 津田勇委員と26番 田中賢寿委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第35号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番及び2番は、関連案件です。</p> <p>1番、菅田町菅田の土地、畑1筆1, 114㎡、3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>2番、同じく菅田町菅田の土地、田1筆505㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>1番案件は野菜、2番案件は水稻の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、いずれも譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
11番	<p>1番、2番案件は関連案件ですので、併せて説明いたします。</p> <p>議案説明資料2ページ及び3ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は3年間の使用貸借権の設定、また、2番案件は売買による所有権の移転で、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>申請地は、菅田連絡所から南に約900mの畑1筆と、南東に約950mの田1筆で、いずれも良好に管理されておりました。</p> <p>譲受人は、家族で農業に従事し、今後の管理に問題はないものと思わ</p>

れます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

他にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第36号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。

議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから10ページを併せてご覧ください。

1番、北只の土地2筆です。申請人が、市道から自宅への進入路がないため、申請地を宅地及び道路用地として利用するものであります。

申請地は、5ページの位置見取図及び6ページの地番地目図に示した赤線に囲まれた部分で、大洲市内中心部から南に約1.8kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は、昭和51年頃に市道が整備された際に進入路として工事したり、平成20年に自宅を増築した際に申請地部分がかかっていたりしているなど、既に利用をされています。このことについては、申請人から始末書を提出いただいております。このことについては、申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」の4ページをご確認ください。

2番、上須戒の土地1筆です。申請地は、周辺を山林及び河川に囲まれた山間部の農地で、約30年間保全管理を行ってまいりましたが、川を隔てた隣地の水田が稲作をやめたため、植林し山林として管理するものであります。

申請地は、別紙「議案説明資料」9ページの位置見取図及び10ページの地番地目図において、それぞれ赤色で塗られた部分、赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から北北西に約5.3kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」8ペー

ジをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の4ページから7ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に進入路等で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、市道や自己所有地となっており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

23番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の8ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、山林に囲まれた農地で、保安全管理が難しくなってきたため、植林をして管理することから、問題ないと思われれます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第37号『農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」11ページから18ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地1,238㎡の案件は、賃借人が、現在資材置場及び露天駐車場として利用している借地は、会社から遠く、利便性が悪いため、これを返還し新たに申請地を借り受けて、資材置場及び露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.6kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

2番、長浜の土地84㎡の案件は、譲受人が経営するアパートの住人のための駐車場が不足しているため、申請地を取得して、貸露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約12.7kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから14ページを参考にしてください。

申請地は12ページの位置図のとおり、大洲市北中学校から東北東へ約1.3kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

24番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、16ページの位置図のとおり、大洲市長浜小学校から東へ約100mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長) 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長(会長) 特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第38号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局(農地係長) 議案第38号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を、前のスライドに表示していますので、参考にしてください。

1番、〇〇〇〇は、主にぶどうの栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全部が、農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は、3名であります。④の「経営責任者の要件」は、執行役員3人中2人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書を確認しましたところ、議案書に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。ご審議をお願いします。

議長(会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

- 議長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することにご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。
次に、議案第39号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（農政係長） 失礼いたします。議案第39号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」19ページから27ページまでを、併せてご覧ください。
1番、柚木の土地、6筆合計446㎡の案件は、申請地について、農地法が施行される昭和27年10月21日以前から農地ではなく、それ以後も引き続き農地として利用していないとのことで、申請があったものでございます。
申出によりますと、農地法が施行される以前から、申請地のうち現況が宅地の部分につきましては、農家住宅用地として使用されており、また、現況が雑種地の部分につきましては、山林に接する急傾斜地であったもので、県により擁壁が設置され、その残地となったものの、現在まで農地として利用されたことはないとのことでございます。
2番、長浜町青島の土地、12筆合計2,656㎡の案件は、申請地が離島にあることから、耕作が困難で、20年以上前から耕作放棄し、全面に樹木や灌木が繁茂してしまったため、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申出によりますと、申請地は、離島にあることから耕作が困難で、20年以上前から耕作放棄され、全面に樹木や灌木が繁茂してしまったため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
以上、2件でございます。ご審議の程、お願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 1番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の19ページから21ページを、参考にしてください。
申請地は20ページの位置見取図のとおり、大洲市役所から南東へ約600m以内に位置する農地になります。
申請によりますと、申請地は、農地法施行前から農家住宅用地及び山林に接する急傾斜地で、現在に至るまで一度も農地として使用していないとの申出です。
申出のとおり、現況が宅地のものについては、昭和23年に米軍が撮影した航空写真で、住宅への進入路等に利用されていることが確認でき、現地調査をした際も同様に利用されていました。
また、現況が雑種地のものについては、昭和23年に米軍が撮影した航空写真で、山林又は山林に隣接している箇所と推測ができ、近隣住民

からの聞き取り及び現地調査により、農地として利用されたことはない
と推測できます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

2番。

25番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから27ページを、参考にしてください。

申請地は、23ページの位置見取図のとおり、青島コミュニティセン
ターを中心に、半径約100mから700m以内に点在する6箇所に位
置する農地になります。

申請によりますと、申請地は、離島にあることから耕作が困難で、2
0年以上前から耕作放棄し、全面に樹木や灌木が繁茂しており、農地へ
の復旧は著しく困難になったとの申出です。

現地調査を行ったものの、道が管理されている1箇所を除き、申請地
付近に立ち入ることも困難であったため、海岸からの遠景及び航空写真
により申請地付近の状況を確認し、樹木等の生育状況から、少なくとも
耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地へ
の復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、
復旧は著しく困難と思われます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地
と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、
証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第40号『下限面積(別段の面積)の変更について』を議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

議案第40号「下限面積(別段の面積)の変更について」をご説明し
ます。

議案書6ページをご覧ください。

当議案では、「下限面積(別段の面積)の設定について」の中にある
「空き家に附属した農地に限定した設定について」は、農業委員会が指
定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うもので
す。

1番、平野町野田の土地、田2筆・計240㎡及び畑1筆・603㎡
です。

申請地は、大洲市役所から南西に約3.7kmにある自宅と、その周辺

にある農地になります。

議案書にも記載しておりますが、申請人の両親が10年程前に亡くなるまで居住していたが、その後の管理等は、所有者が県外から度々帰省して行ってきたものの難しくなってきたため、大洲市空き家バンクに登録されたという経緯になっております。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会において、農地法第3条の規定による許可申請が提出される予定になっております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、只今説明がありましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について、地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第41号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページからご覧ください。

説明の前に、議案書の誤りがございましたので、次のとおり訂正をお願いいたします。議案書の8ページ、6番の「設定する利用権」のうち、借賃支払方法の欄に横線が記載されておりますが、正しくは「毎年末に現金払」に3筆とも訂正をして頂きますようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、「新規」案件のみを説明させていただきます。

議案書8ページ、先ほど訂正をして頂いた6番ですが、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

続いて、14ページになります、

32番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

15ページの34番から16ページの39番までは、いずれも水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

40番、果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定します。

最後に17ページの45番、飼料を栽培するため、賃借権を4年間設定します。

その他の案件は「再設定」になりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、利用権設定・件筆数は、45件・65筆、利用権設定総面積、76,282㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書18ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町宇津の農地を取得しようとするものです。

・菅田町宇津の土地、田1筆・851㎡、および畑1筆・310㎡、利用目的は「水稻」及び「野菜」です。

2番、同じく所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により上須戒の農地を取得しようとするものです。

・上須戒の土地、畑2筆・計5,354㎡、利用目的は「しいたけ」です。

以上、所有権移転・件筆数、2件・4筆、所有権移転総面積、6,515㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第42号『大洲市農業委員会会長専決規程の一部改正について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第42号「大洲市農業委員会会長専決規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書19ページから21ページをご覧ください。

大洲市農業委員会会長専決規程は、令和3年第3回定例総会にてご承認いただき運用しておりますが、議案書20ページに記載の、第2条第2号の贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けるための、委員会の証明書等の交付について、農林水産省構造改善局長通知に「これを専決処理することは適当でない。」とありましたので、第2条第2号を削り、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げようとするものでございます。

なお、ご承認いただきましたら、本日より改正した規程にて運用いたします。

以上でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり改正することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。